

## 報復処分撤回裁判控訴審 不当判決弾劾！

8月7日、東京高等裁判所は、「減給処分無効確認等請求事件」（通称「報復処分撤回裁判控訴審」）控訴審で、東京第二運輸所分会斉藤書記長の請求を却下し、会社の言い分のみを受け入れるという不当判決を言い渡しました。東京高裁は、「減給処分は無効」という東京地方裁判所の判決をことごとく否定し、「第一審の請求は理由がないから全部棄却すべき」と、門前払いの姿勢を露わにしたのです。私たちは、満腔の怒りをもって弾劾し、司法の反動化を許さず闘っていかねばなりません。

裁判所がいかなる理由をあげつらおうとも、斉藤書記長が「酒気帯び」であったという事実は、裁判所に提出した証拠書類から判断しても存在しないのです。「酒気帯び」は会社によるデッチ上げであり、それに基づく不当処分は新幹線関西地本で実現した組織拡大への報復であり、不当労働行為であることもまぎれもない事実です。

斉藤書記長は、提訴時「この裁判を通じて職場を変える」と訴えました。社員を自殺に追い込む異常な社員管理と組織破壊攻撃を許さず、職場からの闘いをさらに強化し、組織強化・拡大を目指し奮闘していこうではありませんか。

裁判終了後、新幹線地本は報復処分撤回裁判控訴審判決報告集会を開催し、闘う意思統一を図りました。

